

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年5月18日(月)

NO. 1680号

本号3頁

自民「議員任期の延長異論なし」

中道は慎重検討主張

衆院憲法審査会

衆院憲法審査会は14日、大規模災害などに備えた緊急事態条項を巡り、衆院法制局が作成した条文のイメージ案を基に討議しました。

イメージ案は「たたき台」の位置付け。議員任期延長と内閣の「緊急政令」制定が柱となります。このイメージ案は「委員会でのこれまでの議論などを踏まえ」衆議院法制局が作成したものです。何が「緊急事態」にあたるかは(1)大規模自然災害(2)感染症の大規模まん延(3)内乱

(4)外部からの武力攻撃(5)その他一と定義。そして広い地域で長期間にわたり国政選挙の実施が困難となった場合には「選挙困難事態」と認定して選挙を延期し、期間と合わせて国会の事前承認を受ける。延長も可能とする。国会承認の要件は衆参各院の出席議員の「3分の2以上」と「過半数」を併記。期間の上限も論点だとして「1年」と「6月」を例示しました。そして、なんと国会議員の身分を復活させる特例を設けるとしています。また国会による法律の制定を待ついとまがない場合には政府が法律と同一の効力を持つ緊急政令を制定できるとしています。

自民の新藤義孝氏は、「おおむね合意が取れる内容と議論が分かれる内容がある」とした上で、緊急事態の発生で内閣が「選挙困難事態」と認定した場合に特例として議員任期延長を明文化する点について「異論はない」とし、「総選挙延期の明文規定」や「参議院の緊急集会の期間」については、合意形成ができるのではないかと述べました。さらに、議論を深めるために来週もう一度緊急事態条項に関する議論を行うことを提案しました。

中道の国重徹氏は、緊急事態条項のさまざまな課題が改めて浮き彫りになったとし「あとは決めるだけ、との現状認識は当てはまらない」と指摘。自民党とは対照的に慎重に議論を進めることを求めました。「選挙困難事態」についてもまずは緊急時であっても選挙を行えるような体制作りを進めるべきとの考えを示しました。また、発生確率が極めて低い緊急事態における国会機能の維持もさることながら、国民生活に広く関わる平時の国会機能をいかに維持するか、これこそ国民のための憲法論議として、より優先すべき重要課題ではないかと、緊急時だけではなく、平時の臨時会の召集期限や解散権の制限について、国会機能についても議論すべきとの立場を強調しました。

維新の会の馬場氏は「緊急事態条項をめぐる議論はすでに出尽くしている」として「イメージ案をベースに改正条文の作成に入ることを強く訴える」と発言しました。

国民民主の玉木氏も緊急事態条項をめぐる憲法改正の条文案作りに着手することを求めました。ただ、緊急事態条項の柱の一つである内閣の「緊急政令」制定については改憲に前向きな政党の間でも意見が分かれた経緯を振り返り、「合意形成を急ぐのであれば緊急政令の話はあえて蒸し返さない方が得策ではないか」と述べました。

参政党は緊急時には、「緊急事態」に「感染症の大規模まん延」を位置付けることにあらためて「感染症の蔓延(まんえん)が入っている限り、反対だ」と表明。「憲法9条の根本改正を行い、併せて緊急事態条項も定めなければ、真に国家国民を守る憲法にならない」との認識を示しました。さらに、参議院の緊急集会を強化すれば対応が可能で、国会議員の身分を復活させることには民主主義上の疑義があると主張しました。

チームみらいの古川あおい氏は非常時に国会の機能を維持するという緊急事態における対応の必要性は認めたものの、「規定が恣意的に運用される可能性の懸念が特に強い」などと懸念を表明したほか、「有事において選挙が実施できるよう制度を整えるという発想が重要だ」と、緊急政令と緊急財政処分の規定について「どのような事態で必要になるのか明らかではない」として、慎重な議論が必要だと訴えました。

共産党の畑野君江氏は、議員任期の延長について「このような改憲を国民が求めているのか？」
「国民が求めている改憲のための議論はすべきではない」などとして明確に反対しました。

緊急事態条項 具体案巡り溝・「緊急政令」は慎重・反対意見が強い

第一は、改憲派の中でも結論が出ていない選挙困難事態の国会承認について、イメージ案では「3分の2以上の多数」と「過半数」を併記しています。期間についても上限を示していません。

また、中道の国重氏が指摘した、「平時の臨時会の召集期限や解散権の制限について、国会機能についても議論すべき」との指摘がありましたが、その点も十分検討すべきです。

第二に、緊急事態の際に政府が権限を集中させたことです。イメージ案には「国会による法律の制定を待たないと認めると認める特別の事情があるとき」に「内閣は、法律と同一の効力を有する緊急政令を制定することができる」と規定しています。自民の新藤氏は「究極の事態に陥った時に備え、国家の機能を維持するための条項を設けることは必須」と主張。しかし、国民民主は改憲に前向きな政党の間でも意見が分かれた経緯を振り返り、「合意形成を急ぐのであれば緊急政令の話はあえて蒸し返さない方が得策ではないか」と述べました。中道はかねてより「反対」の立場で、共産党の畑野氏は「緊急政令は明治憲法下の緊急勅令のようで断じて許されない」と表明しました。チーム未来の古川氏も緊急勅令に言及しながら「規定が恣意的に運用される可能性の懸念が特に強い」、「慎重な議論が必要だ」と述べました。

第三は、イメージ案の「国会議員の身分を復活させる特例を設ける」問題です。参政党の和田氏は「選挙を経ることなく身分復活するのは議会制民主主義において疑義がある」と述べました。衆参の憲法審査会でも、参考人質疑でも否定的意見が多く、委員からみ厳しい批判の意見が出されてきました。

そもそもこの間の議論を反映しない、改憲派に都合の良いイメージ案

そして、第四は、イメージ案が、これまでの衆院憲法審査会の議論や参院憲法審査会で議論されてきたものを「まとめた」ものか疑問だということです。イメージ案は、橋本衆議院法制局長が改憲派の都合の良いように作成されたものだと指摘せざるを得ません。

たとえば、イメージ案ではあたかも全体の意見のように位置付けられた「70日」問題。23年5月31日の参考人質疑での長谷部恭男早稲田大学院教授が緊急集会の開催期間について「非常事態ではあらゆる考慮要素が総合的に勘案されるべきで、日数を限った文言にこだわり、議員任期延長の議論を進めるべきではない」と主張しました。後日、参院憲法審査会で立憲民主の小西委員が、橋本衆議院法制局長は「長谷部先生は、連関構造説に基づく70日限定説だ」と誤った主張していると指摘した場面を思い出しますが、橋本氏ご自身もかかわって議論した経過を隠したいのか、このような審議経過と主張には全く触れませんでした。

また、自民党は2024年8月の、憲法改正実現本部に設けた衆参両院間の意見集約を図るワーキングチーム（WT）の重ねた会合の中で、両院は「参院の緊急集会」が現行憲法で定められた唯一の緊急事態条項であること、また、衆院側が「緊急集会は平時の制度」という表現を今後用いないことや、70日という期間は緊急集会の活動期間を厳格に限定するものではないとの合意、そしてその後の自民党議員からの発言を全く反映していません。

さらに、イメージ案では、参議院の緊急集会をあたりまえのように「一時的・限定的・暫定的」と規定していますが、ワーキングチームの会合では、「平時制度」ではなく「緊急時の制度」と認め、第6回会合で緊急集会を「国会の代行機関」であり、原則として「国会の権能の全てに及ぶ」と大きく変更しました。これらも反映されていません。

まだまだありますが、自民党内でこのように、「70日間に限定するものではない」「緊急集会が現行憲法での唯一の緊急事態条項」、「国会の代行機関であり、原則として国会の権能の全てに及ぶ」等との合意はどこに置いてきてしまったのでしょうか。

資料 国民主権脅かす事態条項 改憲のための議論やめよ しんぶん赤旗

日本共産党の畑野君江議員は、一部の会派イメージ案の作成を主張しただけで、全体の合意になっていないと指摘。法制局や憲法審査会事務局は中立・公平な立場で運営に関わることが求められていると述べ、「イメージ案なるものをつくらせ、あたかも改憲議論がすすんでいるように喧伝するやり方だ」と批判しました。

イメージ案は「緊急事態」の「対象範囲(定義)」として①大規模災害、②感染症まん延、③内乱など社会秩序の混乱、④外部からの武力攻撃一などをあげ、広範な地域で産期間にわたって国政選挙の実施が難しい「選挙困難事態」と内閣が認定すれば、国会議員の任期延長や内閣による「緊急政令」の制定を可能するなど、緊急タイ条項を主張する政党の違憲を並べています。

畑野氏は緊急事態条項を憲法に盛り込む目的は「戦争を想定した態勢整備だ」と指摘。「選挙困難事態」と称して、1年も国会議員任期延長を認め、国民の政権を侵害し、国民主権と民主主義をゆがめるものだ、「国民が求めている改憲のための議論はするべきではない」と主張しました。

5月3日 全国各地でデモや集会

その4

群馬 憲法記念集会を高崎市の群馬音楽センターで開催 1500人参加

5月3日は労組・民主団体の実行委員会主催で、例年の憲法記念集会を高崎市の群馬音楽センターで行いました。

憲法の平和主義、今こそ私たちは9条改憲を許さないとの演題で、大江京子弁護士が講演しました。おしどりマコ・ケンによるトークライブも好評で、オンラインを含め1500名を超える参加がありました。

群馬憲法会議は運営が困難で、ポスターとパンフを配布する活動を続けています。憲法は戦後最大の危機とともに憲法擁護の世論を広める好機と思います。(群馬憲法会議代表委員 吉村駿一)
群馬憲法会議 県代表委員 吉村駿一

茨城 あすを守る作戦会議

茨城県では3日、「武力より、対話で守るわたしの明日」をテーマに実行委員会(田村武夫代表)が主催した憲法フェスティバルが水戸市の千波講演で開かれました。800人の参加者は「守れ9条」「軍拡増税まっぴらごめん」とアピールしました。



「わたしの明日を守る作戦会議」と題して、日本共産党の山添拓議員と、「沖縄の風」の高良沙哉参院議員が対談講演。水戸翔合同法律事務所の谷萩陽一弁護士がコーディネートを務めました。山添氏は、平和を守るために全国で声をあげ立ち上がっている人たちがいる状況を「今、大きな希望の輪が広がっている」とし、改憲阻止に向けて「さらに皆さんが一人ずつ仲間を増やしましょう」と呼びかけました。

高良氏は「人権を守る平和主義の憲法は国民のためのもの」と強調。「権力は大きくなれば腐敗する。それを縛るのも憲法。改憲さ背に炒め煮、国会内外で力を合わせていきましょう」と力を込めました。

高市内閣支持率 半年間で12ポイント下落

4月21日に発足半年を迎えた高市早苗内閣。毎日新聞の世論調査によると、昨年10月の発足時に65%だった支持率は、4月に発足以降最低の53%となりました。半年間で12ポイント下落しており、特に3月以降は2カ月連続で下落しています。

高市首相(自民党総裁)は女性初の首相、自民党総裁。内閣支持率が昨年10月から3カ月連続で65%以上をキープする人気を見せました。1月に初めて60%を切ったものの、2月の衆院選で自民党が大勝し60%台を回復しました。しかし、3月から下落に転じています。半年間の男女別の支持率の動きを見ると、男性よりも女性の支持率の下落が大きい。年代別では、若年層の支持率が下落傾向を見せるなど変化の兆しも見えてきました。

内閣支持率は依然、不支持率を大きく上回っており、高水準を続けています。しかし、4月の調査では、高市政権の物価高対策について「十分だとは思わない」との回答が50%に上り、「十分だと思う」(21%)を大きく上回りました。2026年度予算を巡って、野党の反対を押し切って衆院で審議時間を大幅に削減するなどした与党の国会運営についても「問題があったと思う」(38%)が「問題があったとは思わない」(25%)を上回っています。